

香川県立病院等事務決裁規程及び香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第2号

香川県立病院等事務決裁規程及び香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

(香川県立病院等事務決裁規程の一部改正)

第1条 香川県立病院等事務決裁規程(平成19年香川県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県立病院等 各県立病院及びがん検診センターをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 別表第3の事項の欄に掲げる事項であって、同表の院長等委任の欄に○印をもって示すもの(以下「院長等委任事項」という。)に係る権限は、院長等に委任する。この場合において、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すものについては、院長等が決裁するものとする。</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 院長等は、別表第3の事項の欄に掲げる事項(院長等委任事項を除く。)であって、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの(以下「院長等専決事項」という。)を専決することができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県立病院等 各県立病院、<u>がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所</u>をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 別表第3の事項の欄に掲げる事項であって、同表の院長等委任の欄に○印をもって示すもの(以下「院長等委任事項」という。)に係る権限は、院長等に委任する。この場合において、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの(<u>白鳥病院附属津田診療所長</u>にあつては、<u>院長等委任事項</u>)については、院長等が決裁するものとする。</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 院長等は、別表第3の事項の欄に掲げる事項(院長等委任事項を除く。)であって、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの(<u>白鳥病院附属津田診療所長</u>にあつては、<u>同表の事項の欄に掲げる事項(院長等委任事項を除く。)</u>。以下「院長等専決事項」という。)を専決することができる。</p> <p>2～5 略</p>

別表第1（第2条、第6条関係）

県立病院等	代 決 者	
	第1順位	第2順位
略		
香川県立白鳥病院	略	
略		

別表第3（第3条、第4条関係）

関係事務	事 項	院長等委任	決裁区分		
			院長等	事務局長	事務局長等
1 一般関係事務	(1)～(20) 略				
2 服務関係事務	(1)～(5) 略 (6) 所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第2号）第2条第3号、第7号及び第8号に掲げる場合に限る。）。		○		

別表第1（第2条、第6条関係）

県立病院等	代 決 者	
	第1順位	第2順位
略		
香川県立白鳥病院	略	
香川県立白鳥病院附属津田診療所	診療業務以外の事務については、事務長	
略		

別表第3（第3条、第4条関係）

関係事務	事 項	院長等委任	決裁区分		
			院長等	事務局長	事務局長等
1 一般関係事務	(1)～(20) 略 備考 1 白鳥病院附属津田診療所長には、(1)から(3)まで及び(10)から(20)までの事項のみを委任する。 2 白鳥病院附属津田診療所に係る(4)から(9)までの事項については、白鳥病院長に委任する。				
2 服務関係事務	(1)～(5) 略 (6) 白鳥病院附属津田診療所長及び所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第2号）第2条第3号、第7号及び第8号に掲げる場合に限る。）。		○		

(7) 略				
ア 所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの		○		
イ 略				○
(8)～(12) 略				
3 略				

(7) 職務に専念する義務を免除すること（香川県病院局事務決裁規程（平成19年香川県病院局訓令第4号）別表第1の4の項第9号及び第10号並びに(6)に掲げるものを除く。）。				
ア 白鳥病院附属津田診療所長及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの		○		
イ 略				○
(8)～(12) 略				
備考 (2)から(12)までの事項については、白鳥病院附属津田診療所長は、所属の職員に係るもののみを専決し、白鳥病院附属津田診療所長に係るものは、白鳥病院長が専決するものとする。				
3 略				

(香川県病院局企業職員就業規程の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 管理者は、職務の特殊性又は病院等（<u>県立病院及びがん検診センター</u>をいう。以下同じ。）の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 管理者は、職務の特殊性又は病院等（<u>県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所</u>をいう。以下同じ。）の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。</p>

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。